

委員会審査報告書

本委員会に付託の議案を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第107条の規定により報告します。

令和元年12月20日

三木市議会議長 泉 雄 太 様

民生産業常任委員長 藤 本 幸 作

記

1 議案及び審査結果

議案番号	付託事件名	審査結果
報告第4号	専決処分について(温泉交流館条例の一部を改正する条例の制定について)	原案承認
第54号議案	三木市農業共済条例を廃止する条例の制定について	原案可決
第58号議案	三木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について中、関係部分	原案可決
第59号議案	三木ホースランドパーク条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第60号議案	三木市立かじやの里メッセみき条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第63号議案	指定管理者の指定について	原案可決
第64号議案	指定管理者の指定について	原案可決
第65号議案	指定管理者の指定について	原案可決
第66号議案	指定管理者の指定について	原案可決
第67号議案	指定管理者の指定について	原案可決
第68号議案	指定管理者の指定について	原案可決
第69号議案	財産の処分について	原案可決
第70号議案	令和元年度三木市一般会計補正予算(第3号)中、関係部分	原案可決

第71号議案	令和元年度三木市介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第72号議案	令和元年度三木市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第73号議案	令和元年度三木市下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決

2 審査経過

去る12月16日及び17日に本委員会を開催し、議案を審査した結果、第59号議案及び第65号議案は賛成多数で、その他の議案は全員一致をもって、いずれも原案のとおり承認または可決された。

なお、審査の過程において委員から、指定管理者の指定に関して、その可否を判断する資料がないため、選定の基準や審査経過を明らかにするとともに、適切な資料提供に配慮されたい。

また、指定管理者の選定方法を非公募とする場合には、非公募にしなければならない理由について十分検証を行い、非公募とすることが妥当であるに至った理由を示されるなど、指定管理者制度の適正な運用に努められたい。

また、非公募の場合における指定管理料の算定にあたっては、指定管理者の経費負担が生じないように過去の実績などをもとに市と指定管理者双方で十分な協議を行い、安定した管理業務の遂行に向け配慮されたい。

また、橋梁の維持補修については、5年に1度、県の機関に委託し一斉点検が行われているが、その際には発見できず補修工事等を行う際に初めて不具合が発見される例があるため、一定年数を経過した橋梁については市独自でより詳細な検査を行う等、点検及び補修方法の見直しを検討されたい。

また、市道の歩道リニューアル工事については、工事期間が約4年間予定されているので、工事期間中は歩行者や自転車の安全確保に十分努め、完成後には自転車での並列走行等危険な運転を控え、安全に通行していただけるよう、周辺の企業や学校を通じ、従業員や生徒へ啓発を行われたい等の意見、要望があった。